

令和6年3月定例会

宮古地区広域行政組合議会会議録

令和6年 3月21日 開会

令和6年 3月21日 閉会

宮古地区広域行政組合

宮古地区広域行政組合告示第1号

令和6年3月宮古地区広域行政組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年2月20日

宮古地区広域行政組合
管理者 宮古市長 山本正徳

1 期 日 令和6年3月21日（木）

2 場 所 宮古市議会議事堂議場

令和6年3月宮古地区広域行政組合議会定例会

令和6年3月21日（木曜日）

午後3時開議

議事日程

諸報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 施策大綱説明
- 日程第 5 議案第1号 令和6年度宮古地区広域行政組合一般会計予算
- 日程第 6 議案第2号 令和5年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 7 議案第3号 宮古地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第4号 宮古地区広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第5号 宮古地区広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第6号 宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例

出席議員（12名）

1 番	三田地	久志君	2 番	田中	尚君
3 番	畠山	和英君	4 番	昆	清君
5 番	伊藤	清君	6 番	高橋	秀正君
8 番	工藤	求君	9 番	長門	孝則君
10 番	佐藤	克典君	11 番	横田	龍寿君
12 番	上村	浩司君	13 番	木村	誠君

欠席議員（1名）

7 番 千葉泰彦君

説明のための出席者

管理者	宮古市長	山本	正徳君
副管理者	宮古市副市長	桐田	教男君
事務局	局長	菊池	敦君
総務課	課長	金澤	建司君
施設課	課長	田中	晋君
消防	長	小林	達広君
消防次長兼総務課長		畠山	毅君
消防次長兼消防課長		三浦	正成君
指令課	課長	内田	信也君
消防課	主幹	里舘	郁雄君
宮古消防署	署長	石田	康典君
山田消防署	署長	多田	寛君
岩泉消防署	署長	山内	基嗣君

議会事務局出席者

書	記	関口	憲史
書	記	山崎	斗夢

◎開 会

- 議長（木村 誠君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しましたので、これより令和6年3月宮古地区広域行政組合議会定例会を開会いたします。
-

◎諸報告

- 議長（木村 誠君） 諸報告を行います。

宮古地区広域行政組合監査委員から、地方自治法第199条第9項及び同法第235条の2第3項の規定により、令和5年度定期監査及び令和5年度一般会計の9月、10月、11月、12月、1月分までの例月現金出納検査について報告があり、既にその写しを配付しておりますので、ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（木村 誠君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、6番、高橋秀正君、8番、工藤求君を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長（木村 誠君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本会議の会期について議会運営委員会で審議した結果、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎一般質問

- 議長（木村 誠君） 日程第3、一般質問を行います。

11番、横田龍寿君に質問を許します。

横田龍寿議員。

- 11番（横田龍寿君） 議席番号11番、山田町の横田龍寿でございます。

質問通告書に沿って、壇上より質問いたします。

1点目、一般廃棄物最終処分場の今後の利活用についてであります。

現在使用している一般廃棄物最終処分場は、あと数年でその役割を終え、ただの埋立地となります。一般廃棄物最終処分場の今後の利活用については、宮古地区広域行政組合執行部、組合議会共通で喫緊の課題として認識しているものと考えておりました。先日、組合議会として埼玉県を視察してきたところでございます。そこで、今後の利活用について、次のとおり伺います。

1つ目、一般廃棄物最終処分場跡地に生ごみバイオマス発電施設を整備してはどうか

伺います。

2つ目、併せて汚泥バイオマス発電施設を整備してはどうか伺います。

2点目となります。

能登半島地震により生じた災害廃棄物の広域処分の受入れについてであります。

13年前の東日本大震災で発生した災害廃棄物は、県内はもとより、関東甲信越地域、北陸地域、中部地域、東海地域等、広域で受入れ処理をしていただいたおかげで、復興への最初の一步が踏み出せたものであると認識しており、感謝の念に堪えません。本年、元旦発災の能登半島地震でも同様に災害廃棄物が発生しており、石川県の推計では240万トンは下らない見込みでございますし、復興の足かせになるであろうことは容易に想像できます。そこで、今度は我々が災害廃棄物を受入れ処理をし、恩返し、恩送りをしてはどうか伺います。

以上となります。再質問は自席にて行います。

○議長（木村 誠君） 管理者、山本正徳宮古市長。

○管理者宮古市長（山本正徳君） ただいまの横田議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、一般廃棄物最終処分場の今後の利活用についてのご質問にお答えをいたします。

一般廃棄物最終処分場の埋立て完了後につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、技術基準省令で定める浸出水、水質、ガスの発生、埋立て内部温度などについて2年以上監視し、安定していることを確認した後、施設を廃止することとなっております。

また、廃止後の施設につきましては、廃棄物が地下に埋却されている土地であるため、土地の形質の変更により、生活環境保全上の支障が生じるおそれがある区域として、県の指定区域に指定をされます。最終処分場跡地を利用した、生ごみ及び汚泥のバイオマス発電施設の設置につきましては、大規模な土地の形質変更を伴うものであり、生活環境保全上の支障が生じるおそれがあることなどから、当該施設の設置は難しいものと考えております。

組合では、廃棄物処理施設の整備、運営に当たり、長期的視点に立った方向性を整理するため、一般廃棄物処理施設整備基本構想を令和3年3月に策定をいたしております。その基本構想では、エネルギー活用など、最新技術を導入した施設を整備すると定めております。最終処分場の跡地利用として検討することとしているのは、全国で設置事例が多い太陽光発電であります。また、ごみ焼却施設について検討することとしているのは、発電や余熱利用などのエネルギー回収施設であります。

議員ご提案の生ごみ及び汚泥バイオマス発電施設につきましては、エネルギー回収などで関連性の高いごみ焼却施設の整備に併せ検討してまいります。

次に、能登半島地震により生じた災害廃棄物の広域処分の受入れについてのご質問にお答えをいたします。

大規模災害に伴う大量の災害廃棄物の処理におきましては、広域処理などの地域の連携が重要であることは東日本大震災で経験してきたところであります。東日本大震災で発生した災害廃棄物につきましては、岩手県全体で618万トン発生し、581万トンを県内

処理、37万トンを広域処理するなど、県内はもとより、全国各地の施設で処理していただいたことは、議員のご指摘のとおりであります。

能登半島地震における災害廃棄物の処理につきまして、石川県では、令和6年能登半島地震に係る石川県災害廃棄物処理実行計画を策定し、計画の概要を令和6年2月29日に公表をいたしております。

実行計画では、石川県全体で約244万トンの災害廃棄物が発生すると推計をいたしております。その処理につきましては、約120万トンを県内で再生利用、約86万トンを県内処理、約38万トンを富山県、福井県及び新潟県の近隣3県で広域処理する計画といたしております。

組合といたしましては、今後の災害廃棄物処理の進捗状況などにより、災害廃棄物の受入れ要請があった場合には、岩手県及び構成市町村と協議の上、対応したいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（木村 誠君） 再質問があればどうぞ。

横田龍寿君。

○11番（横田龍寿君） 汚泥バイオマスのお話をすると、間違いなく汚泥混焼施設はどうするのだという話になると思います。補助事業でもなく、起債事業でもなく、純然な単費で整備したとはちょっと考えにくいので、起債事業ではないかと推測します。そうしますと、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、いわゆる補助金適正化法における財産処分制限期間、ひいては建物の法定耐用年数の話になると考えますが、私は、汚泥から発生するガスで発電してはと提案している立場ですので、塩素、塩酸、硫酸、硝酸、その他の著しい腐食性を有する液体または気体の影響を直接全面的に受けるものに該当するものではないかと認識しております。そうしますと、仮に、汚泥混焼施設をS造、金属等造とすれば、法定耐用年数からいって、財産処分制限期間は最長でも20年でありまして、汚泥混焼施設は平成11年4月竣工でございますから、令和元年にて超過しているという認識でございます。

また、生ごみバイオマスに関しましては、先ほど全員協議会でちょうど出てきたんですけれども、鹿の処理数が増えておりまして、その鹿も生ごみに混ぜてみてはどうかと考える次第でございます。

今、お話したことについてどのような認識なのかお教えいただければと思います。

第2最終処分場を供用開始する令和10年度時点も見据えて、どのように考えるかお示しくください。

○議長（木村 誠君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） まず、施設整備基本構想の中で、ごみ焼却施設の整備につきましては令和20年度を目途に、新設整備を計画しているところでございます。ごみ焼却施設の整備にあたっては、大きく4つのコンセプトで進める必要があると考えており、適正処理、エネルギー回収、カーボンニュートラル、コスト、この4つの部分で検討する必要があると考えております。

バイオマス発電につきましては、こういった種類のものをバイオマスでメタンガス発

生するかというのも大きな要因になります。例えば、汚泥につきましては、生ごみの10分の1ぐらいしか実際にメタンガスを発酵できないというものでございまして、議員視察で見てきた寄居町では、紙からメタンを発酵させる乾式の施設というので進めているところです。一番メタンを出すのはこの紙類になります。

このメタン発酵につきましては、施設があつてメタンがすぐ出るわけではなくて、メタン発酵には加温が必要になってきます。メタンというのは、大きく2つの温度のところで発酵させます。1つは人肌ぐらいの温度の中温発酵、もう一つは55度ぐらいの高温発酵になります。高温発酵と中温発酵の違いというのは、高温のほうがやっぱり発酵が早いので、施設が小さく済むという部分になります。当然、この地域は寒冷地でもありますので、どうしても冬場は加温が必要になります。

これまでのメタン発酵施設というのは、その加温にメタンガスを使って加温するというのが主流、特にし尿処理施設なんかはそういった格好でやってきています。メタンガスを有効に使うためには、加温というのをごみ焼却の余熱を利用できれば効率的にできるということもあります。答弁の中でもあります、ごみ焼却の施設整備のときにそういった関連性もある部分を併せて検討するというのは、そういった部分でございまして。

○議長（木村 誠君） 横田龍寿君。

○11番（横田龍寿君） 山田町でこのような話をしますと、マンパワー的に厳しいとよく言われます。先日の山田町の定例会では、ゾーニングをすべきと質問いたしましたが、正直、感想はあまりよくありませんでした。

先日、環境系のコンサルに勤めている知人にこう言われました。横田さん、山田町の近くには宮古市、釜石市等、先進地の言わば先生がいるのにもったいないですねと。宮古市さんに至っては、最先進地の一つですよ。その最先進地である宮古市の山本市長が当宮古広域行政組合の管理者であることは、言わずもがなな話でございまして。

今回挙げた2つの原料といいますか、奪い合いになる可能性もございましてけれども、そちらが成否を左右するのではないかと私は考えております。よって、ちょっと時期尚早かとも思いましたが、提案した次第でございまして。三陸沿岸自動車道を整備した効果の一つとも、遠くのところから集めれば効果の一つともなるのではないかと考えます。今後の脱炭素社会に向けた山本管理者のお考え、お気持ちをお聞かせ願えればと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木村 誠君） 山本正徳管理者。

○管理者宮古市長（山本正徳君） バイオマス発電の必要性というのはあろうかというふうに思いますが、最終処分場のところに造るというのは、これは先ほど田中課長のほうからも説明がありましたけれども、やはり熱量とかを必要とするので、新たに熱を出すような形のものを造るのにはちょっとなかなか適さないのではないかなというふうに思いますので、焼却する部分の基幹的な改良に向けて、様々な発電、あるいは熱利用を考えていますので、その中で考えていくべきではないかなというふうに思います。

また、様々なところでこの汚泥を使ったりする発電が、例えば、宮古であつたり、釜石であつたり、久慈であつたり広域から集めればいいんじゃないかなというんですが、分散されるとなかなか難しい面もあるので、これらも含めて、やはりこれからは勉強し

て検討するというような形で、次の基幹改良のときまでにそれらをよく考えていくべきというふうを考えております。

○議長（木村 誠君） 横田龍寿君。

○11番（横田龍寿君） 続きまして、2問目のほうに移ります。

先日の山田町の議会定例会でもお話しした話と同じ話をするんですけども、東日本大震災で静岡県の方々が積極的に山田町に来てくださいました。縁もゆかりもない山田町になぜ大勢で来てくださったんですかと伺ったところ、以前から南海トラフ地震が想定されている中で、ほかの自治体に助けてもらう前に、まず我々が先にほかの自治体を助けるべきだといった共通認識の下に動いているということでした。

我々は東日本大震災のときに既に皆様に助けてもらいました。山田町は主に静岡県の自治体に災害廃棄物を受けていただきました。宮古市さんに至っては、それこそ石川県の自治体だったのではないかという認識でございます。今こそ、その恩を積極的に恩返しや恩送りすべきじゃないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（木村 誠君） 山本正徳管理者。

○管理者宮古市長（山本正徳君） 日本で災害が多発しています。国民みんなで、やはりしっかりそれに対する対応をするというのが基本だというふうに思います。その上に立ちながら、東日本大震災もそうですが、まずは、先ほど答弁させていただきましたが、自分たちの周りでどのくらいの災害廃棄物を処理できるのか。それから、それを処理できないとしたら、例えば、次に、県内なら県内でできないのかと、次にというふうに、広げていって、最後にどうしてもなくなって遠い地方の方々にも負担していただくというような形を東日本大震災でも、私どもはそういうふうにして取らせていただきました。

その中で、本当は私たちが使っている最終処分場で漁網を埋めたかったんですが、なかなかこれを環境省が許さなかったのでできなかったと。というのは、我々がそこに災害廃棄物を埋めてしまうと、ふだん最終処分場として使っていて、数年後しかそこに埋蔵する余裕がないので、新しい最終処分場を造らせてほしいということをお願いしたんですが、それがちょっと受け入れられなくて、そして、輸送をかけても全国でみんな分担して処分するんだという話の中で、漁網が処分できなくて、そして、金沢市のほうに処分していただきました。

若干は可燃物を輪島市のほうにも受け入れてもらおうと思っいろいろやったんですが、なかなか受けるということではできなくて、そっちは十分な量を処分していただくことはできなかったんですが、金沢市にはこの辺の漁網を全部集めて、そして、金沢市のほうに運んで、最終処分場などにそれを処分してもらったという経緯があります。

先ほど答弁でもお話ししたように、石川県の中、そして、隣の富山県、あるいは、新潟県等で処分するというのがまず第一だと思います。それで、次に、どうしてもやはり処分できないというときには我々の出番が出てくるのではないかなというふうに思いますので、被災地とよく連携を取りながら、処分の仕方、この災害廃棄物だけではなくて、いろんな支援の仕方を我々も考えてそれを実行するというので、今、考えてございます。

○11番（横田龍寿君） 以上です。ありがとうございました。

○議長（木村 誠君） これで横田龍寿君の一般質問を終わります。

◎施策大綱説明

○議長（木村 誠君） 日程第4、施策大綱説明について、管理者の説明を求めます。

管理者、山本正徳宮古市長。

○管理者宮古市長（山本正徳君） 令和6年度宮古地区広域行政組合施策大綱について説明をさせていただきます。

令和6年3月、宮古地区広域行政組合議会定例会の開会にあたり、令和6年度当初予算に伴う施策の大綱を申し上げ、議員各位並びに宮古圏域住民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

今年の1月1日には令和6年能登半島地震が発生し、地震や津波により、甚大な被害が発生をいたしました。宮古圏域においても、被災地への支援活動が行われております。

新型コロナウイルス感染症は5類に移行し、住民生活と観光のにぎわいが戻りつつあるものの、長期化する物価高騰が地域の生活や経済に大きな影響を及ぼしております。構成市町村におきましては、安定した住民生活を取り戻すための物価高騰対策や東日本大震災の経験を生かした被災地への支援活動など、日々変化する現実に対応し、住民生活を支えていかなければならない状況でございます。

組合といたしましても、宮古圏域の共同処理事業につきまして効率的かつ適切な運営となるよう、事務事業の内容を精査するとともに、構成市町村及び関係団体と連携、協力し、安定した事業を継続するよう取り組んでまいります。

それでは、令和6年度当組合の共同処理事業を実施するに当たり、重点的に取り組む施策の概要について申し上げます。

一般廃棄物処理事務につきましては、資源循環型社会の形成と一般廃棄物の適正処理に向け、構成市町村との役割分担の下、引き続き関連事務の継続的かつ適正な執行に努めてまいります。

資源循環型社会の形成につきましては、資源物の有効利用、分別排出の普及促進など、構成市町村と連携して取り組んでまいります。組合といたしましても、施設見学や出前講座、ポスターコンクール、フリーマーケット、再生品展示会など、住民一人一人が資源循環型社会の在り方を考えるきっかけとなるよう、普及啓発事業を引き続き実施してまいります。

一般廃棄物の適正処理につきましては、施設の安定稼働に向けて、計画的な維持補修の実施、廃棄物の受入れ状況や性状に応じた効率的な施設運営に取り組むとともに、廃棄物処理に関する情勢変化に対応する人材育成に努めてまいります。

また、令和6年4月から、製品プラスチックの資源物回収を開始いたします。プラスチック製廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素の排出抑制に期待できるほか、資源物の回収率の向上、ごみの減量化に引き続き取り組んでまいります。

令和10年度に運用開始予定の一般廃棄物第2最終処分場につきましては、実施設計書作成等業務を令和6年度からの2か年事業として実施してまいります。

消防事務につきましては、年々激しさを増す風水害、日本海溝・千島海溝沿いで想定される巨大地震等の大規模災害に備え、消防力の充実強化に努めるとともに、救急業務の高度化、火災予防対策、女性消防吏員の活躍推進など、住民が引き続き安心して暮らせるよう、総合的な施策の推進に取り組んでまいります。

消防力の充実強化につきましては、昨年、宮古地区を主会場に開催されました緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練の経験を糧に、消防大学校や岩手県消防学校、医療機関等での訓練や研修に積極的に参加し、職員の資質と組織力の向上、関係機関との連携強化を図ってまいります。

救急業務の高度化につきましては、高齢化の進展などにより、今後、増大すると予想される救急需要に対応するため、引き続き救急救命士を養成し、医療機関との連携の下、メディカルコントロール体制の充実を図ってまいります。

火災予防対策につきましては、消防団と婦人消火クラブなどとの連携を図りながら、住宅用火災警報器の設置率向上と適切な維持管理の指導に努め、住宅防火対策を推進してまいります。

消防設備につきましては、女性消防吏員の活躍推進に向け、全ての消防署で女性職員が勤務できるよう、環境改善と消防庁舎機能の維持に必要な施設改修を進めるとともに、施設整備計画に基づき、高規格救急自動車を更新整備し、消防活動体制の充実強化を図ってまいります。

また、いわて消防指令センター総合整備事業を継続して推進し、令和8年4月の県内10消防本部による指令業務の共同運用開始に向けて、さらに注力をして取り組んでまいります。

この施策の大綱を踏まえ、宮古圏域の共同処理事業の着実な推進を図るため、令和6年度の事務事業を計上いたしました。

令和6年度の一般会計当初予算額は38億3,302万円となり、前年度に比較して3億6,649万2,000円、10.6%の増額となったところでございます。

宮古地区広域行政組合管理者として共同処理業務の責務を担うに当たり、予算の効率的な執行に配慮しながら、行政サービスの一層の向上のため尽力してまいります。

以上、令和6年度の宮古地区広域行政組合の施策の大綱を申し上げます。

議員各位の理解とご協力をお願いするとともに、令和6年度予算案に賛同賜りますようお願いを申し上げます。

◎議案第1号 宮古地区広域行政組合一般会計予算

○議長（木村 誠君） 日程第5、議案第1号 令和6年度宮古地区広域行政組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

菊池事務局長。

○事務局長（菊池 敦君） 予算書の1ページをお開き願います。

議案第1号 令和6年度宮古地区広域行政組合一般会計予算についてご説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ38億3,302万円と定めるものとご
ざいます。

第2条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を3ページの第2
表債務負担行為のとおりとするものとございます。

第3条は、一時借入金 の最高額を5,000万円と定めるものとございます。

第4条は、歳出予算の流用について、各項目間の流用を定めるものとございます。

令和6年3月21日提出、宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

それでは、歳入からご説明いたします。

歳入予算事項別明細書で説明いたしますので、6ページ、7ページをお開き願います。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目組合負担金は37億4,199万6,000円の計上で、
構成市町村からの負担金でございます。内訳は、1節総務1億198万円2,000円、2節衛
生11億8,399万9,000円、3節消防24億5,601万5,000円でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料は、土地等使用料13万6,000円
を計上するものです。2項手数料、1目衛生手数料は、処理業許可、ごみ処理及びし尿
処理手数料について、合計4,012万9,000円の計上でございます。2目消防手数料は、危
険物取扱許可及び諸証明手数料について、合計70万4,000円の計上でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目衛生費国庫補助金は、廃棄物処理施設モニタ
リング事業費補助金として55万5,000円、新規最終処分場建設に係る循環型社会形成推
進交付金事業費補助金として630万4,000円の合計685万9,000円の計上でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

4款県支出金、1項県負担金、1目消防費県負担金は、来年度からの岩手県防災航空
隊への職員派遣に伴う派遣職員人件費県負担金について、817万2,000円を計上するもの
です。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入は、敷地貸付料で36万円を計上
するものです。2項財産売払収入、1目物品売払収入及び6款繰越金は整理科目でござ
います。

7款諸収入、1項組合預金利子、1目組合預金利子は5,000円の計上、2項雑入、1
目雑入は、資源物売払い代金など3,465万7,000円を計上するものです。

次に、歳出をご説明いたします。

歳出予算事項別明細書で説明いたしますので、10ページ、11ページをお開き願います。

1款議会費、1項議会費、1目議会費は、議会運営に要する経費で、1節報酬から13
節使用料及び賃借料まで、合計241万6,000円の計上でございます。対前年度比較3,000
円の増額の主な理由は、山田町及び田野畑村の議会議員の改選による費用弁償の増によ
るものとございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、職員給与のほか、事務局の業務執
行全般に要する経費で、1節報酬から12ページ、13ページの18節負担金補助金及び交付
金までの合計8,957万6,000円の計上でございます。対前年度比較240万円の増額の主な
理由は、給与改定及び人事異動による職員給料の増によるものとございます。2目公平
委員会費は、県への事務委託料で5万3,000円を計上するものです。

2 項監査委員費、1 目監査委員費は、1 節報酬から11節役務費までの合計40万3,000円の計上でございます。対前年度比較2万9,000円の増額の主な理由は、監査委員への費用弁償及び審査意見書の印刷製本費の増によるものでございます。

3 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目環境衛生費は、旧食肉処理センターの建物に係る保険料1万3,000円を計上するものです。

2 項清掃費、1 目清掃総務費は、構成町村のごみ収集に要する委託料1億8,795万円を計上するものです。対前年度比較1,175万7,000円の増額の主な理由は、町村ごみ収集運搬委託業務における設計見直しによるものでございます。2 目ごみ焼却施設費、職員給与のほか、ごみ焼却施設の管理運営に要する経費で、2 節給料から14ページ、15ページの26節公課費までの合計4億7,814万1,000円の計上でございます。対前年度比較1,193万9,000円の増額の主な理由は、施設整備計画に基づく経費の増によるものでございます。

3 目埋立処分地施設費は、職員給与のほか、最終処分場の管理運営及び新規最終処分場建設費用に要する経費で、2 節給料から16ページ、17ページの26節公課費までの合計1億8,976万1,000円の計上でございます。対前年度比較402万6,000円の増額の主な理由は、新規最終処分場建設に伴う実施設計書作成等業務委託料の増によるものでございます。

4 目し尿処理施設費は、職員給与のほか、し尿処理施設の管理運営に要する経費で、2 節給料から26節公課費までの合計2億8,191万6,000円の計上でございます。対前年度比較163万3,000円の減額の主な理由は、施設整備計画に基づく経費の減によるものでございます。

5 目汚泥混焼施設費は、汚泥混焼施設の管理運営に要する経費で、10節需用費から12節委託料までの合計1,263万2,000円の計上でございます。対前年度比較190万4,000円の増額の主な理由は、施設整備計画に基づく経費の増によるものでございます。

6 目リサイクル施設費は、職員給与のほか、リサイクル施設の管理運営に要する経費で、2 節給料から18ページ、19ページの26節公課費までの合計1億296万5,000円の計上でございます。対前年度比較2,073万1,000円の増額の主な理由は、施設整備計画に基づく経費及び製品プラ分別回収開始に伴うリサイクル協会負担金の増によるものでございます。

4 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費は、消防職員給与のほか、消防救急業務等に要する経費で、2 節給料から20ページ、21ページの26節公課費までの合計19億359万1,000円の計上でございます。対前年度比較5,718万5,000円の増額の主な理由は、給与改正による人件費の増によるものでございます。

2 目消防施設費は、消防施設の整備に要する経費で、12節委託料から18節負担金補助金及び交付金までの合計5億6,130万円の計上でございます。対前年度比較2億6,970万円の増額の主な理由は、いわて消防指令センター総合整備事業負担金の増によるものでございます。

5 款災害復旧費は、整理科目でございます。

22ページ、23ページをお開き願います。

6 款公課費、1 項公課費、1 目元金1,184万9,000円及び2 目利子45万2,000円の計上は、長期債元金及び利子の償還金を計上するものです。対前年度比較1,154万9,000円の減額の主な理由は、第2 リサイクルセンター敷地造成分償還終了に伴うものでございます。

7 款予備費、1 項予備費、1 目予備費1,000万円の計上は、前年度と同額の計上でございます。

以上、歳入歳出それぞれ38億3,302万円の計上です。対前年度比較、歳入歳出それぞれ3 億6,649万2,000円の増額でございます。一般会計予算付表といたしまして、24ページから27ページまで給与費明細書、28ページに債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書、地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を添付しております。

以上が、令和6 年度宮古地区広域行政組合一般会計予算の内容でございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木村 誠君） これより議案第1 号に対する質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、質疑は歳入歳出一括といたします。

質疑のある方は、予算書もしくは予算に関する説明資料のページ数を言ってから質疑に入るようお願いいたします。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第1号

令和6年度宮古地区広域行政組合一般会計予算

令和6年度宮古地区広域行政組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,833,020千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月21日提出

宮古地区広域行政組合

管理者 宮古市長 山本正徳

第1表 歳入歳出予算

歳入				(単位・千円)
会計	宮古地区広域行政組合一般会計			
款		項	金額	
1	分担金及び負担金		3,741,996	
		1 負担金	3,741,996	
2	使用料及び手数料		40,969	
		1 使用料	136	
		2 手数料	40,833	
3	国庫支出金		6,859	
		1 国庫補助金	6,859	
4	県支出金		8,172	
		1 県負担金	8,172	
		2 県補助金	0	
5	財産収入		361	
		1 財産運用収入	360	
		2 財産売払収入	1	
6	繰越金		1	
		1 繰越金	1	
7	諸収入		34,662	
		1 組合預金利息	5	
		2 雑入	34,657	
** 歳入合計 **			3,833,020	

歳出				(単位・千円)
会計	宮古地区広域行政組合一般会計			
款		項	金額	
1	議会費		2,416	
		1 議会費	2,416	
2	総務費		90,032	
		1 総務管理費	89,629	
		2 監査委員費	403	
3	衛生費		1,253,378	
		1 保健衛生費	13	
		2 清掃費	1,253,365	
4	消防費		2,464,891	
		1 消防費	2,464,891	
5	災害復旧費		2	
		1 厚生労働施設災害復旧費	1	
		2 その他公共・公用施設災害復旧費	1	
6	公債費		12,301	
		1 公債費	12,301	
7	予備費		10,000	
		1 予備費	10,000	
** 歳出合計 **			3,833,020	

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
ごみ焼却施設運転管理業務委託	令和7年度	限度額 122,730 千円
最終処分場運転管理業務委託	令和7年度	限度額 76,944 千円
実施設計書作成等業務委託	令和7年度	限度額 27,960 千円

◎議案第2号 令和5年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第4号）

○議長（木村 誠君） 日程第6、議案第2号 令和5年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

菊池事務局長。

○事務局長（菊池 敦君） 議案集2-1ページをお開き願います。

議案第2号 令和5年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,404万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ34億2,718万2,000円とするものでございます。

令和6年3月21日提出、宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

初めに、歳出からご説明いたします。

歳出補正予算事項別明細書でご説明いたしますので、2-6ページ、2-7ページをお開き願います。

1款議会費、1項議会費、1目議会費22万9,000円の減額は、議員視察研修の事業費確定によるものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費118万3,000円の減額は、旅費、委託料及び負担金の実績見込みによるものでございます。

3款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費10万9,000円の減額は、光熱水費の実績見込みによるものでございます。

2目ごみ焼却施設費3,179万3,000円の減額は、光熱水費のほか、施設管理に係る各種業務委託料及び工事請負費等の実績見込みによるものでございます。

3目埋立処分地施設費1,507万2,000円の減額は、光熱水費のほか、施設管理に係る各種業務委託料、新規最終処分場建設に係る基本設計書作成業務委託料等の実績見込みによるものでございます。

4目し尿処理施設費2,283万6,000円の減額は、光熱水費のほか、施設管理に係る各種業務委託料及び工事請負費等の実績見込みによるものでございます。

2-8、2-9ページをお開き願います。

5目汚泥混焼施設費3万5,000円の減額は、汚泥分析業務委託料の実績見込みによるものでございます。

6目リサイクル施設費142万8,000円の減額は、光熱水費のほか、施設管理に係る各種業務委託料及び負担金の実績見込みによるものでございます。

4款消防費、1項消防費、1目常備消防費164万8,000円の増額は、旅費、各種業務委託料の実績見込みによるもののほか、消防職員殉職者の賞じゅつ金に係る特別負担金を計上することによるものでございます。

2目消防施設費301万2,000円の減額は、各種業務委託料及びいわて消防指令センター総合整備事業負担金の実績見込みによるものでございます。

次に、歳入をご説明いたします。

歳入補正予算事項別明細書で説明いたしますので、2－4ページ、2－5ページをお開き願います。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目組合負担金は、歳入補正額及び歳出補正額に基づき調整し補正するもので、1節総務141万2,000円の減額、2節衛生8,710万円の減額、3節消防136万4,000円の減額、合計8,987万6,000円を減額するものでございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目衛生手数料は、ごみ処理手数料の収入見込みにより370万円増額するものでございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目衛生費国庫補助金は、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金の実績見込みによる23万1,000円の減額と、循環型社会形成推進交付金事業費補助金の確定による129万2,000円の計上により、差引き合計106万1,000円を増額するものでございます。

7款諸収入、2項雑入、1目雑入は、東京電力株式会社からの賠償金額の確定による6万6,000円の計上と資源物売却代金として1,100万円の計上により、合計1,106万6,000円を増額するものでございます。

以上が、令和5年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第4号）の内容でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木村 誠君） これより議案第2号に対する質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、質疑は歳入歳出一括といたします。

質疑のある方は、議案書のページ数を言ってから質疑に入るようお願いいたします。

質疑はございませんか。

田中議員。

○2番（田中 尚君） 2番、田中です。

ただいまご説明をいただきました一般会計補正予算、ページ数でいきますと2－4、2－5ページ、歳入なんです、行政組合の構成市町村の負担金が大幅に減って予算になっているということに関して、ちょっとご説明をいただきたいと思えます。

端的に何が減ったのかといいますと、一般的にはこのタイミングですと、事業費の確定が主でありますけれども、広域行政組合に関してといいますと、必ずしもそれだけではないということがこの資料から見て取れます。例えば、1款分担金及び負担金、1項負担金の種目の組合負担金、この中の2節、何が一番大きいかといいますと、衛生費の中で8,710万円という負担金の減は大変大きいと思うんですが、これをさらに見ていきますと、圧倒的に多いのは光熱費というふうな説明をいただいております。それで構成市町村による、この間、ロシアのウクライナ侵略に伴って、諸物価の高騰によりまして、光熱費の追加予算が次から次とやっていたんですが、行政組合に来ると全くその逆で、光熱費が物価の高騰にもかかわらず、これだけ出なくなっているということは、何でそういう事態が生じるのか、ちょっと疑問があります。そこからどのように捉えたらいい

のか、質問いたします。

○議長（木村 誠君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） まず、光熱費の補正につきましては、当初、予算を組むときは東北電力から示されている単価で予算を組んでいました。国の補助のほうも1年補助を行うということではなく、段階的に補助を継続するという形で進められたこともあって、それを見ながら補正の時期を決めたものであります。

もう一つは、光熱水費は需要費ということで、衛生施設が突発的な故障等も考えられる施設でありましたので、今回まで補正をしなかったということになります。

○2番（田中 尚君） 了解しました。

○議長（木村 誠君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号

令和5年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第4号）

令和5年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ74,049千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,427,182千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月21日提出

宮古地区広域行政組合

管理者 宮古市長 山本正徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入		(単位・千円)		
会計	宮古地区広域行政組合一般会計			
款	項	補正前の額	補正額	計
1	分担金及び負担金	3,308,964	△89,876	3,219,088
	1 負担金	3,308,964	△89,876	3,219,088
2	使用料及び手数料	41,845	3,700	45,545
	2 手数料	41,709	3,700	45,409
3	国庫支出金	11,892	1,061	12,953
	1 国庫補助金	11,892	1,061	12,953
7	諸収入	39,920	11,066	50,986
	2 雑入	39,915	11,066	50,981
補正されなかった款項にかかる額		98,610		98,610
** 歳入合計 **		3,501,231	△74,049	3,427,182

2 歳出		(単位・千円)		
会計	宮古地区広域行政組合一般会計			
款	項	補正前の額	補正額	計
1	議会費	2,423	△229	2,194
	1 議会費	2,423	△229	2,194
2	総務費	93,566	△1,183	92,383
	1 総務管理費	93,192	△1,183	92,009
3	衛生費	1,201,813	△71,273	1,130,540
	2 清掃費	1,201,800	△71,273	1,130,527
4	消防費	2,169,577	△1,364	2,168,213
	1 消防費	2,169,577	△1,364	2,168,213
補正されなかった款項にかかる額		33,852		33,852
** 歳出合計 **		3,501,231	△74,049	3,427,182

◎議案第3号 宮古地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（木村 誠君） 日程第7、議案第3号 宮古地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

菊池事務局長。

○事務局長（菊池 敦君） 議案集3-1ページをお開き願います。

議案第3号 宮古地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年4月1日から会計年度任用職員に勤勉手当を支給する際、育児休業を取得しているパートタイム会計年度任用職員に対して、勤勉手当を支給しようとするものでございます。

条例案の主な内容ですが、第7条第2項は、育児休業を取得している職員の勤勉手当を支給する際、パートタイム会計年度任用職員を対象にしようとするものでございます。

なお、附則については、条例の施行期日を令和6年4月1日とするものでございます。

以上が、条例改正の主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和6年3月21日提出、宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由。

育児休業をしている会計年度任用職員に勤勉手当を支給しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（木村 誠君） 説明が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 宮古地区広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

○議長（木村 誠君） 日程第8、議案第4号 宮古地区広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小林消防長。

○消防長（小林達広君） 議案集4-1ページをお開き願います。

議案第4号 宮古地区広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが5類感染症に移行され、人事院規則が改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

条例案の内容でございますが、附則の第2項及び第3項について、新型コロナウイルス感染症の患者または疑いがある者の搬送業務に従事した日1日につき4,000円の範囲内で支給する救急業務手当の特例を廃止するものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上が議案の主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和6年3月21日提出、宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由。

新型コロナウイルス感染症に対処するための救急業務手当の特例を廃止しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（木村 誠君） 説明が終わりました。

これより議案第4号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 宮古地区広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（木村 誠君） 日程第9、議案第5号 宮古地区広域行政組合会計年度任用職員

の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

菊池事務局長。

○事務局長（菊池 敦君） 議案集 5 - 1 ページをお開き願います。

議案第 5 号 宮古地区広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和 6 年 4 月 1 日からパートタイム会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することが可能となったことにより、フルタイム会計年度任用職員、パートタイム会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給するとともに、期末手当の支給割合を改定しようとするものでございます。

第 1 条についてご説明いたします。

第 2 条、会計年度任用職員の給与の種類について、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員に支給する給与の規定中に勤勉手当を定めるものでございます。

第 10 条の 2 は、任期の定めが 6 か月以上のフルタイム会計年度任用職員に勤勉手当を支給するための必要な事項を定めるもので、支給額、支給方法については、給与条例に規定する一般職の勤勉手当の規定を準用するものでございます。

準用する規定に内容によって、職員をフルタイム会計年度任用職員と読み替え、定めているものでございます。

第 21 条は、2 週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で定めているものについて、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員に勤勉手当を支給しようとするため、規定中に、「次条において同じ」を定めるとともに、所要の整備をしようとするものでございます。

5 - 2 ページをお開き願います。

第 21 条の 2 は、任期の定めが 6 か月以上のパートタイム会計年度任用職員に勤勉手当を支給するための必要な事項を定めるもので、支給額、支給方法等については、給与条例に規定する一般職の勤勉手当の規定を準用するものでございます。準用する規定の内容によって、職員をパートタイム会計年度任用職員と読み替え、定めているものでございます。会計年度任用職員の勤勉手当について、支給するために必要な事項を定めるもので、令和 6 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

5 - 3 ページをお開き願います。

次に、第 2 条についてご説明いたします。

会計年度任用職員の期末手当について、一般職員の職員の令和 6 年度以降の期末手当の支給割合と同じ割合に改めるもので、公布の日から施行しようとするものでございます。

附則でございますが、ただいまご説明いたしました第 1 条及び第 2 条の規定の施行期日について定めたものでございます。

以上が条例案の主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和 6 年 3 月 21 日提出、宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由。

会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給するとともに、期末手当の支給割合を改定しようとするものであり、これが、この条例案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（木村 誠君） 説明が終わりました。

これより議案第5号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例

○議長（木村 誠君） 日程第10、議案第6号 宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小林消防長。

○消防長（小林達広君） 議案集6-1ページをお開き願います。

議案第6号 宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、宮古地区広域行政組合手数料条例を改正しようとするものでございます。

条例案の内容でございますが、別表中、第14項消防法に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所に関する事務について、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可手数料を6-1ページから6-3ページの表のとおり、改正するものでございます。

次に、6-3ページの附則でございますが、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上が議案の主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和6年3月21日提出、宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正をしよう

するものである。これが、この条例案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（木村 誠君） 説明が終わりました。

これより議案第6号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉 会

○議長（木村 誠君） 以上で本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年3月宮古地区広域行政組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 4時08分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

宮古地区広域行政組合議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員